

大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準

大阪府知事(以下「知事」という。)が、私立小学校及び私立中学校(以下「私立学校」という。)の設置及び収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)及び中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)その他の関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。

第1 学校の設置認可

1 私立学校の責務

私立学校は、社会的に重要な役割を担っていることから、教育条件の維持向上のため不断の努力をすることにより、その責務に応えうる教育を行うこと。また、学校評価の実施や積極的な情報の提供も行い、保護者や社会からの信頼を得るよう努めること。

2 名称

私立学校に付する名称は、当該学校の目的に照らし、学校の名称としてふさわしいものであり、かつ、既存の学校の名称と紛らわしくないものであること。

3 立地

風俗営業施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設をいう。)などの教育にふさわしくない施設が、周辺に数多く立地していないなど、教育を行う上で適切な環境に位置すること。

4 規模

学級数は、原則として小学校については6学級以上、中学校については3学級以上とすること。

5 教職員数

- (1) 教諭等は各教科に当該教科の普通免許を有する者を配置するなど、教育活動に支障をきたさない構成であり、その数については、原則として「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号、以下「義務教育標準法」という。)に準じること。
- (2) 養護教諭等及び実習助手並びに事務職員の数は、原則として義務教育標準法に準じること。また、事務の責任者をおくこと。

6 施設及び設備等

- (1) 運動場及び校舎の面積は、別表に定める面積以上であること。
- (2) 運動場及び校舎は、同一の敷地内又は隣接地(以下「校内地」という。)にあること。
- (3) 教育上及び安全上支障がないときは、運動場には、体育館等の屋内運動施設の面積も算入することができる。
- (4) 屋外運動場には、ふさわしい施設、設備が整備されていること。
- (5) (2)にかかわらず、校内地の運動場において体育等の授業に支障をきたさないなど、教育上及び安全上支障がなく、かつ、次の基準を満たす場合に限り、校内地以外の敷地の運動場(以下「校外運動場」という。)を(1)の面積に算入することができる。

- ア 校内地の校地面積の1.5倍を超えないこと。
 - イ 校内地から通常の交通手段によりおおむね1時間以内に到達できること。
 - ウ その他運動場としてふさわしい施設、設備等が整備されていること。
- (6) 他の学校等(同一の設置者が設置するものを含む。)と校地、校舎等を共用していないこと。
- (7) (6)にかかわらず、年齢差を考慮した安全対策を講じるなど、安全上及び教育上支障がなく、かつ、次のすべての基準を満たす場合に限り、校地、運動場及び校舎を共用することができる。
- ア 同一の設置者が設置するもので、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条並びに第124条及び第134条第1項に規定する学校等(以下「小学校等」という。)であること。
 - イ 共用する校舎が、当該学校の校内地にあること。
 - ウ 校舎の共用については、普通教室を共用していないこと。また、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校以外の小学校等と校舎を共用する場合は、階全体を占有すること。
 - エ 校舎及び運動場の面積は、当該学校及び共用する小学校等がそれぞれ法令等で必要とされる面積の合計以上であること。
- (8) (7)にかかわらず、中学校が高等学校又は中等教育学校と共用する場合の運動場の面積は、当該学校と共用する学校の収容定員を合計して別表によることができる。この場合、校外運動場の面積は参入しない。
- (9) 校舎に次の施設を備えていること。ただし、やむを得ない事由がある場合で教育上支障がないと認められるときは、1つの施設をもって2つ以上に兼用することができる。
- ア 校長室、会議室、教員室及び事務室
 - イ 相当数の普通教室
 - ウ 社会科教室及びその標本室
 - エ 理科の実験室、標本室及び準備室
 - オ 音楽教室、図工教室及びそれぞれの準備室
 - カ 図書室、講堂及び体育館
 - キ 教員研究室
 - ク 保健室及び休養室
 - ケ その他学校の目的を実現するために必要な施設
- (10) 普通教室と特別教室との合計数は少なくとも同時に授業を行う学級数以上であること。
- (11) 教職員及び児童生徒の数等に応じて必要な校具(机、椅子等)、教具(器具、図書、標本、模型等)等が備えられていること。

7 資産等

- (1) 校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。
- (2) (1)にかかわらず、教育上支障がなく、かつ、次の基準を満たす場合に限り、借地を校地及び運動場とすることができる。
- ア 当該借地の上に、校舎(倉庫等簡易な建物を除く。)がないこと。
 - イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、将来にわたり、安定して使用できること。
 - (ア) 20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。
 - (イ) 借地の所有者が国、地方公共団体等の公共的団体であること。
- (3) 設備は自己所有であり、負担附(担保に供せられている等)でないこと。ただし、教育上支障がないと認められる場合における情報機器等の借用はこの限りでない。
- (4) 私立学校の設置に係る負債(日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。)がないこと。
- (5) (4)にかかわらず、既に小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借

入金は認められる。

ア 借入金額が校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。

イ 借入先が確実な金融機関であること。

ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。

エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。ただし、私立学校の設置が学校法人の経営改善に資するものであり、借入金額が学校法人の経営状態に多大な影響を及ぼさないと認められる場合はこの限りでない。

(6) 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(4)、(5)の借入金に係る担保はこの限りでない。

(7) 開設年度の人件費の3分の1に相当する運用資金を保有していること。

(8) 開設年度から少なくとも2年間の学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学金等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

(9) 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(7)の経費のための資金で、(4)、(5)の借入金を引いた額が、私立学校開設時に収納されることが確実と認められること。

8 学校法人の管理運営

学校法人の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

(1) 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて、適正に管理運営されていること。

(2) 役員の間における訴訟その他の紛争の有無

(3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還(利息、延滞金の支払いを含む。)又は公租公課(日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。)の納付状況

第2 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

1 規模

収容定員数の設定については、第1の4の規定を準用する。

2 教職員、施設及び設備等

収容定員を変更する場合は、第1の5から8まで(7の(7)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7までの規定については変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」は「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から8までの規定は準用しない。

第3 申請手続及び標準処理期間

1 私立学校の設置認可

(1) 計画書の提出

私立学校の設置認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を府民文化部私学・大学課に提出し、申請についての助言を受けることができる。

(2) 申請書の提出

申請者は、認可申請書(以下「申請書」という。)に別に定める書類を添えて、校舎の建築等を伴

う場合は、原則として開設年度の前々年度の11月30日までに、校舎の建築等を伴わない場合は、原則として開設年度の前年度の6月30日までに知事に申請すること。

(3) 審査期間

ア 知事は、適正な内容の申請書を受領後、内容を審査した上、直近の大阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会からの答申後10日以内に答申の内容を申請者に通知する。

イ 知事は、私立学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

2 私立学校の収容定員に係る学則の変更認可

1の規定を準用する。その場合、「設置」は「収容定員に係る学則の変更」と、「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合の申請書の提出は、原則として変更年度の前年度の1月31日までとする。

附則

1 この基準は、平成6年10月1日から施行する。

2 この基準は、施行日以降、新たに申請される学校の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。

附則

1 この基準は、平成10年1月8日から施行する。

2 この基準施行以前に申請されている学校の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査については、なお従前の例による。

3 申請期間等について、次の各号のとおり、経過措置を設ける。

(1) 平成9年4月1日現在、既に大阪府内に学校を設置運営している学校法人で、平成10年4月1日から学校の定員を変更しようとするときは、平成10年2月28日までに申請することができる。

(2) 平成9年4月1日現在、既に大阪府内に学校を設置運営している学校法人で、平成11年4月1日から学校の定員を変更しようとするときは、計画書を平成10年4月30日までに、同申請書を平成10年6月30日までに申請することができる。

(3) 平成9年4月1日現在、既に大阪府内に高等学校を設置している学校法人で、平成11年4月1日から新たに学校を設置しようとするときは、計画書を平成10年4月30日までに、同申請書を平成10年6月30日までに提出することができる。

附則

1 この基準は、平成12年11月15日から施行する。

2 この基準施行以前に申請されている学校の設置認可、課程(学科)の設置認可並びに収容定員に係る学則の変更認可の審査については、なお従前の例による。

附則

1 この基準は、平成13年11月13日から施行する。

2 この基準施行以前に申請されている学校の設置認可、課程(学科)の設置認可並びに収容定員に係る

学則の変更認可の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行以前に申請されている学校の設置認可、課程(学科)の設置認可並びに収容定員に係る学則の変更認可の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、平成17年2月17日から施行する。
- 2 この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可、課程(学科)の設置認可並びに収容定員に係る学則の変更認可の審査については、なお従前の例による。
- 3 申請期間等について、次の各号のとおり、経過措置を設ける。
 - (1) 平成16年4月1日現在、既に大阪府内に私立学校を設置運営している学校法人(以下「既設学校法人」という。)で、平成17年4月1日から私立学校の収容定員を変更しようとするものは、平成17年2月28日までに申請することができる。
 - (2) 既設学校法人で、平成18年4月1日から私立学校の収容定員を変更しようとするときは、計画書を平成17年4月30日までに、申請書を平成17年6月30日までに提出することができる。

附則

- 1 この基準は、平成20年3月31日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。

附則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。

別表

小学校

運動場	
定員	面積(平方メートル)
240人以下	2400(中学校、高等学校又は中等教育学校と共用している場合は定員×10)
241人以上720人以下	2400+10×(定員-240)
721人以上	7200
校舎	
定員	面積(平方メートル)
40人以下	500
41人以上480人以下	500+5×(定員-40)
481人以上	2700+3×(定員-480)

ただし、他の学校と運動場を共用している場合は、全体で2,400平方メートル以上必要。

「定員」とは、学則上の定員のことをいう。

中学校

運動場	
定員	面積(平方メートル)
240人以下	3600(小学校、高等学校又は中等教育学校と共用している場合は定員×15)
241人以上720人以下	3600+10×(定員-240)
721人以上	8400
校舎	
定員	面積(平方メートル)
40人以下	600
41人以上480人以下	600+6×(定員-40)
481人以上	3240+4×(定員-480)

ただし、他の学校と運動場を共用している場合は、全体で3,600平方メートル以上必要。

「定員」とは、学則上の定員のことをいう。